

1 データ貸与の趣旨・目的

- 国は、学校教育の成果や課題を適切に分析・説明する観点より、これまでは、個票データ等については文部科学省や国立教育政策研究所の委託研究で活用。
- 委託研究以外にも、大学等の研究者による多様な学術研究における分析や、公的機関の職員等による教育施策の改善・充実を促進するため、H29年3月にガイドラインを策定し、個票データ等を積極的に貸与。

2 個票データの貸与にかかる審査について

○有識者会議による審査(非公開)を経て、文部科学省が貸与の可否を決定。

審査のポイント

- ✓ データの利用・研究の目的 : 学術研究の発展に資するもの又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるものであるとともに、
 - ◆我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善
 - ◆我が国(又は教育委員会)の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること 等
 ※序列化や過度な競争が生じないよう十分配慮する観点から審査
- ✓ データの適正な保管・管理 : 利用者や利用場所等が限定されていること(外部委託の有無を含む)及び情報セキュリティ対策が組織的に行われていること 等

3 目的に応じた2つのデータを貸与

◆個票データ

- ・ 集計結果データ(もっとも詳細なデータ)。児童生徒の解答用紙番号ごと又は学校コードごとに、各教科の正答数等の解答状況や質問紙の回答状況等を一覧化。
- ・ 年に2~3回程度、申請→審査→貸与を実施。有識者会議による審査あり。

◆匿名データ

- ・ 個票データから一定割合(10%程度)を抽出し、安全性に配慮して匿名化のための処理済み。
- ・ 随時貸与。有識者会議の審査は省略可能。

<貸与の体系>

貸与目的	申出者の範囲
学術研究の発展に資するもの	公的機関や大学等に所属する研究者
公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの	公的機関に所属する常勤の役員又は職員
データ分析等に係る教育を大学等で行うもの (匿名データのみ貸与)	大学等の教員(授業科目等に責任を有する者)

4 平成30年度の動向

- 平成30年10月 第1回 個票データの利用申出(7件) ※匿名データの利用申出(1件)
- 平成30年11月 有識者会議による審査
- 平成30年12月 貸与開始
- 平成31年1月~ 第2回 個票データの利用申出・有識者会議による審査

「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドライン 改定のポイント

改定の基本方針

- 現在、文部科学省において、「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与を実施しているところ、今後EBPMを推進する観点から、個票データ等がより一層活用され、多様な研究の進展とその成果の教育施策等への還元を促進しつつ、今後も「全国学力・学習状況調査」を円滑かつ適切に実施していく観点から、今般以下のとおり改定することとする。
- なお、個票データ等の貸与は文部科学省が主体となって実施しているものであるが、貸与実績(研究等の概要・所属機関・申出者・利用期間・データの適正管理措置等)及び利用実績(研究等の成果)については、参考として、設置管理者に連絡することとする。

主な改定内容

(1) 設置管理者名・学校名等の公表の一律禁止

- 設置管理者名・学校名を明らかにしたデータを貸与する場合は、**事前に設置管理者の同意が必要**。
(=同意が得られなかった設置管理者名・学校名については、該当部分をマスキングして提供)
- 研究等の成果の公表において、設置管理者名・学校名を明らかにする場合は、**事前に設置管理者の同意が必要**。
(=設置管理者の同意があれば、設置管理者名・学校名を公表することも可能)

- 個票データを貸与するにあたっての設置管理者の事前の**同意は不要**。
(=マスキング処理を施すことなく、全て提供)
- 一方で、研究等の成果の公表において設置管理者名・学校名を明らかにする形での公表は、**しないこととする**。

※現行、データ貸与する場合に事前同意を得られているのは全体の30%程度に留まっているため、正確な分析ができず、教育データとして広く活用されるものとは言い難い状況。(設置管理者名・学校名は、他データと照合する際のキーとして学術研究に必要とされる。)
※貸与データは、計量分析等を通じて全体の傾向・特徴・原因を分析するために使用することを想定している(固有の設置管理者名・学校名を明らかにすることを目的として使用するものではない)ため、特定の自治体や学校に着目した事例研究は、本貸与制度の対象とはしない。

(2) ペナルティー規定の新設

現行のペナルティー規定の中に、設置管理者名・学校名を公表した場合に関する規定なし。

以降の個票データの貸与を一切禁止。
(必要に応じて、利用者及び所属機関名の公表、同一所属機関に属する他の利用者への貸与禁止の措置あり。)
※匿名データについては一定期間貸与禁止

(3) 審査基準の明確化

審査基準において、特に重点的に審査すべき点が不明確。

審査基準で、**以下全てが確認できることを明確化**。
・児童生徒の学力や学習状況等の改善又は教育施策の改善を目的としている
・序列化や過度な競争が生じないように十分配慮している
・設置管理者名・学校名を公表しない旨を了承している
・分析の目的及び方法が個人を識別するものでない

(4) 他データとの照合

他データとの照合は**原則禁止**。

照合の内容及び必要性が合理的であれば認める。

※研究データとして学力調査を用いる際には、基本的に他の行政情報等との照合が想定されている。

今後の予定

- 9～10月 個票データの第一次利用申出→審査→貸与
- 12月～2月 個票データの第二次利用申出→審査→貸与

(参考)その他、手続き(手順・提出書類・様式)の簡素化等も実施。

個票データ等の貸与スケジュールについて

